

様式第16号(第15条関係)

開発許可を受けた 者の住所及び氏名	米子市両三柳2199番地			地位の 承継	承継人の住所 及び氏名	
	遠藤 理一					
開発許可の年月日 及び番号	平成24年 4月12日 受米建指第 173 号			承継(受理)年月日	承継の原因	
許 可 内 容	開発区域に含 まれる地域の 名称	米子市 両三柳 字大沢十三 42番 1の一部				備 考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等  2 許可条件 (1) この許可に係る行為については、農地法その他の法令による 必要な許可を受けた後に着手すること (2) 開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完 了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある 場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること (3) 万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、 適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届け出ること (4) 法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、 又は特定工作物を建設することはできません
	開発区域の 面積	1, 184. 15 m <sup>2</sup>	工区別面積			
	予定建築物等	共同住宅 (自己用以外)				
	法第41条第1 項の規定によ る制限の内容					
変 更 許 可	年 月 日	変 更 の 内 容				
完 了 検 査	工 区 名	検 査 年 月 日	検 査 済 証	完了公告の年月日及び番号		
		平成24年 8月 8日	平成24年 8月10日 受米建指第 1684号	平成24年 8月13日 第 157号		